

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和8年7月23日（木）13：00～14：00

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、原口副会長、上野専務理事

冒頭、岩月会長より、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（骨太方針2026）及び「規制改革実施計画」等の閣議決定を受け、正式なコメントは追って公表させていただくが、まずは受け止めについて述べさせていただくと説明された。主な内容は以下の通り。

「骨太方針2026」の「全世代型社会保障の構築」において、「成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度」として、「経済や物価の動向等に適切に対応し、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備する」ことが明記されたことについては安堵している。

また、「攻めの予防医療」を推進するために、「地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化」を図ると明記されたことについては、より一層、地域住民に適切に安全な医療を提供できるよう努めなければならないということが示されたと理解している。都道府県薬剤師会、地域薬剤師会と連携し、更に強化を図っていく所存である。

一方で、薬局は大変厳しい経営状況にあり、物価高騰や賃上げ等、診療報酬で手当ていただいているものの、中東情勢などの影響、現下の金利上昇などがボディーブローのように効いてくることにより、見込みを上回る経営状況の悪化が十分に予想される事態となっている。中医協では医療機関および薬局の直近の収支状況調査の実施を検討されると伺っているが、次の報酬改定に向けての現状把握、それに応じた対応を希望している。

また、医薬品の供給状況については、改善の兆しが見えていない状況にある。必要な医薬品の調達や確保にあたる現場の疲弊がかなり慢性化してきており、本来の業務に支障を来している。「骨太方針2026」には「産業構造改革の推進による後発医薬品等の安定供給を図る」と明記された。早期の改善を切望しているところである。

中間年改定の実施は決定しているが、薬価については仕入れ価格との逆ザヤが起きていることから、実態の把握を含め適切に対応いただきたい。中間年改定には反対という基本的スタンスに変わりはない。現下の状況に対応した中間年改定であってほしい。

内容・提出資料：

1. 令和8年度日本薬剤師会賞、同功労賞の授賞について

（令和8年7月14日 日薬発第114号）

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

7月14日に行われた本会選考委員会の慎重審議の結果、日本薬剤師会賞8名、同功労賞10名の授賞が決定した。故人への授賞は過去に例が無いが、漆畑稔先生のご功績への感謝の念から、日本薬剤師会賞を授与させていただくこととした。表彰式は、第59回日本薬剤師会学術大会（新潟大会）開会式と併せて執り行う予定である。

2. 令和8・9年度の委員会・職域部会について

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和8・9年度は、委員会を18、特別委員会を4、職域部会を8設置した。

委員会は「会員拡大委員会」と、その下部組織としての「薬局勤務薬剤師に関する小委員会」

を新設し、組織力強化に向けて検討を行う。また、前期の「調剤業務・医療安全委員会」を「調剤・医療安全委員会」に名称変更した。「薬局システム委員会」と「DX施策対応委員会」については合併し、「薬局システム・DX 委員会」とした。その他、前期の「地域医薬品提供体制検討委員会」は「地域医薬品提供体制委員会」と名称変更し、「薬局ビジョン委員会」は廃止した。

特別委員会は、「女性の健康に関する検討委員会」を新設した。職域部会については、「薬学生部会」を新設した。

3. 薬剤師の調剤応需義務について（令和8年7月9日 日薬業発第154号）

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

薬剤師法第21条において、「調剤に従事する薬剤師は、調剤の求めがあつた場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」として規定される「調剤応需義務」は、医療の公共性や薬剤師による調剤の業務独占、生命・身体の救護という高い倫理観を背景として、国に対して負担する公法上の義務として定められている。

今般の厚生労働省の通知は、近年の社会情勢の変化や、深刻化するカスタマーハラスメントの問題に関連し、現場の薬剤師の業務に際して調剤応需義務に対する解釈について、薬剤師法第21条の法的性質を明確にするとともに、どのような場合に調剤等の求めに応じないことが正当化されるか否かについて整理されたものと承知している。

薬剤師が医療の担い手として、国民の生命及び生存に関する権利を守る責務を担っていることを踏まえつつ、本通知が近年の薬局運営を取り巻く情勢への円滑な対応に資されることを願う。なお、本通知において整理された事例については、社会通念に照らして正当理由と考えられ得るものである一方で、実際には個別事例において総合的に判断するものであり、その点、十分に留意するよう、都道府県薬剤師会を通じて本会会員に周知したところである。

4. 薬局製造販売医薬品（薬局製剤）に係る資材の作成について

（令和8年7月14日 日薬情発第77号）

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会の薬局製剤・漢方薬委員会は、令和9年1月より薬局製造販売医薬品（薬局製剤）の一部がセルフメディケーション税制の対象となることを受け、薬局製剤に係る資材（チラシ）を作成した。薬剤師に向けた薬局製剤への取り組みのお願い、国民に向けたセルフメディケーション税制活用のお願いの2種類ある。本会ホームページの会員向けページよりダウンロードの上、薬局店頭や「薬と健康の週間」等において活用いただくよう、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

5. コンサータ関係

①メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg）の薬局間譲渡・譲受に係る取扱いについて（令和8年7月15日 日情発第81号）

②コンサータの安定供給について（協力依頼）（補足）（令和8年7月15日 日薬業発第158号）

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

メチルフェニデート塩酸塩製剤（コンサータ錠 18mg・27mg・36mg）の供給状況については、近年の需要増加に伴う限定出荷の影響により、医療機関及び薬局において十分な量が確保できない状態が続いている。本剤は不正流通防止の観点から、薬局間の譲渡・譲受が認められないなど厳格な流通管理が行われているが、今般の供給不足への対応として、供給不足が解消され

るまで当分の間、ADHD 適正流通管理システムに登録している薬局間において、コンサータ錠の譲渡・譲受を特例的に認めるとする厚労省通知が発出された。

本特例措置では、譲渡薬局と譲受薬局の双方が登録薬局であることを事前に確認するとともに、譲渡・譲受を行った日に、ADHD 適正流通管理システムを通じて必要事項を報告すること等が求められている。本特例措置の期間は令和8年7月15日から、供給不足が解消されるまで当分の間とされており、本剤の適正な流通管理を継続し、必要な患者に適切に供給できるよう、必要な場合には薬局間で融通し、また、過剰な発注・買い込み行為等を厳に慎むよう、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

主な質疑応答は以下のとおり。

【骨太の方針 2026 について】

記者：「攻めの予防医療」のために薬剤師ができることは何か。また、「地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化」が盛り込まれたことについて、受け止めはいかがか。

岩月会長：処方箋応需、OTC 販売だけではなく、薬局は予防のための啓発、受診勧奨、治療のサポートができる。そういった機能や、薬局でできる検査、検査薬の取扱いなどが攻めの予防医療に役立つと考える。地域の健康拠点として薬局が役立つということをご理解いただけたものと受け止めている。

【カスタマーハラスメントへの対応】

記者：カスハラへの対応として、今後何か取り組みは予定されているか。

上野専務理事：本年度の厚労省「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」を本会として受託した。この事業において、薬局業務で想定されるカスハラの種類や事例を体系的に整理し、薬局従事者が統一かつ適切に、安心して専門業務を実施できる環境整備につながるマニュアルを作成予定である。

【向精神薬の不正取得について】

記者：頻回受診などでの向精神薬の不正取得が増えていることについて見解はいかがか。

岩月会長：院外処方であれば、医師、薬剤師と複数の専門家のチェックが入る。医薬分業はそういった意味でも機能する。重複投薬を知らなかったということであれば、十分に情報収集を行ったのか検証が必要だと思う。

【スイッチ OTC 医薬品の一部先行販売について】

記者：スイッチ OTC 医薬品の販売に際して、特定の企業や業態での先行販売が行われる事例があるが見解はいかがか。

岩月会長：メーカーは、需要と供給の予測がつかず、販売の現場に迷惑をかけないためと説明されているが、マーケティングは全ての製造業者が当然に行っていることであり、医薬品だけできないはずはない。社会的責任を伴う医薬品を一部先行販売することが世間的に認められるのかは、甚だ疑問である。

次回の定例記者会見は、令和8年8月7日（金）16：30～を予定。